



2025年2月14日

各 位

会 社 名 帝 国 織 維 株 式 会 社  
代 表 者 代 表 取 締 役 会 長 執 行 役 員 白 岩 強  
(コード番号 3302 東証プライム)  
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 岡 村 建  
(TEL. 03-3281-3022)

## 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主である NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC (以下「提案株主」といいます。)より、2025年3月28日開催予定の第99期定時株主総会における議案について株主提案 (以下「本株主提案」といいます。)を行う旨の書面 (以下「本株主提案書」といいます。)を2025年1月16日付で受領していましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### I. 本株主提案の内容および理由

##### 1. 議題

- (1) 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- (2) 自己株式取得の件
- (3) 社外取締役の員数に関する定款変更の件

##### 2. 議案の要領および提案の理由

別紙に記載のとおりです。なお、提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

#### II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### 1. 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

###### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

###### (2) 反対の理由

当社取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系とし、取締役の報酬の決定に際しては職責や役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度である株式給付信託制度 (BBT (= Board Benefit Trust)) から構成されております。なお、社外取締役に 대해서는、基本報酬のみの支給としております。

また、当社は、取締役の報酬に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役に構成される指名報酬委員会を設置しており、上記の報酬体系についても、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、決定しております。

本株主提案では、株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度の導入が提案されております。しかしながら、上記のとおり、当社は2022年3月開催の定時株主総会にてご承認いただいた後、株式給付信託制度を導入しております。本制度は、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであり、取締役と株主の皆様との価値共有は十分図られていると考えております。

また、本株主提案では、株式給付信託制度に代えて、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与し、固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与するものとされております。しかしながら、当社は、基本報酬から構成される固定報酬と賞与・株式報酬（株式給付信託）から構成される業績連動報酬の割合は、株主との利害共有、企業価値の継続的な向上を目的として、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、当社取締役会において概ね50：50とする支給割合を決定しております。本株主提案の内容は、基本報酬、業績連動型としての賞与及び株式報酬のバランスを著しく欠く過大な株式報酬制度であるため、適切ではないと考えております。

さらに、本株主提案では、社外取締役に対しても、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが提案されております。しかしながら、上記のとおり、当社は社外取締役には業務執行から独立した立場で経営の監視・監督を担う役割を期待しており、これらの者に対して業績に連動するインセンティブを付与することは適切でないと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

## 2. 自己株式取得の件

### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

### (2) 反対の理由

当社は、2024年3月1日に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」（以下、「対応方針」）でお知らせした中長期的な方針に基づき、成長投資と株主還元のバランスを意識しつつ経営資金を配分することによって、企業価値向上に取り組んでおります。

まず、成長投資につきましては、対応方針でお示した通り、5年間の投資枠200億円を設定しており、かかる投資枠内におけるM&Aのほか、人的投資、システム・DX投資、研究開発投資、更新投資の実効性を高めることにより、ROEと企業価値の向上を企図しております。

また、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としており、利益の配分につきましては、5年間平均総還元性向を40%以上とし、安定的な配当を継続的に実施し、利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら、自己株式の機動的な取得を行うことを基本方針としております。なお、当社は、こうした基本方針のもと、対応方針でお示した株主還元5年間90億円の実効性を高める為、2025年2月14日開催の取締役会において、株式総数500,000株、取得価額12億5千万円を限度とする自己株式の取得を決議いたしました。

本株主提案では、1年以内での株式総数2,752,440株、取得価額総額68億81百万円を限度とする自己株式の取得が提案されておりますが、短期的にはROEを向上させるものであるとしても、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものとは言えないと考えております。また、当社が保有する政策保有株式に関しては、中長期的な観点でこれを活用することが当社の企業価値向上に資するものと考えております。当社は、利益配分に関する上記の基本方針に基づき、当社株式の取引状況や株価動向も踏まえながら、機動的に随時自己株式の取得を実施することが適切であると考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

昨年、能登半島地震を教訓として、今後起こりうる巨大地震、益々激しさを増す風水害などの自然災害に備えた防災事業の深化・拡大を推進し、さらに環境変化・技術革新の対応・活用を通じ、我が国の防災対応力強化への貢献を通じ、事業領域を拡大し、収益力の持続的拡大に取り組んでまいります。

### 3. 社外取締役の員数に関する定款変更の件

#### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

#### (2) 反対の理由

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置しております。取締役候補者の選定については、指名報酬委員会での審議・答申を踏まえ、取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。当社では、企業経営、営業・マーケティング・業界知識、技術・研究開発・生産、財務・会計及び法務・コンプライアンスを、当社の企業価値の持続的な向上に向けた取締役会の監督機能の発揮に資するスキルとしております。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役選任議案（社外取締役を含みます）をご承認いただきますと、取締役会の構成は、7名中3名が独立社外取締役、女性が1名となり、コーポレートガバナンス・コードにおける3分の1以上の要件は充たしております。取締役候補者（社外取締役を除きます）4名はいずれも当社事業に精通しているとともに、それぞれ営業・マーケティング・業界知識、技術・研究開発・生産、財務・会計、法務・コンプライアンスの知識・経験を持ち専門性を有しており、企業価値向上に向けた適切な管理・監督機能を発揮するスキル・経験を有しております。また、社外取締役である取締役候補者3名は、全員が独立社外取締役であり、企業経営経験者（1名）、弁護士（2名）の構成であり、それぞれが専門知識と様々な経験を有しているとともにコーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しており、豊富な知識・経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、率直・活発に適切な意見が述べられております。

以上のように、現在の取締役会の構成のもとで、経営監視機能は発揮され、また、持続的な成長と企業価値向上に向けたガバナンスの有効性は十分確保されておりますので、必ずしも社外取締役を過半数とすることが必須とは考えておりません。加えて、本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役候補者の人選に当たっての柔軟性を損なうものであり、結果として取締役会の最適な構成や実効性向上の妨げとなるおそれもあると考えます。したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以 上

※提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

## 第1 提案する議題

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 2 自己株式取得の件
- 3 社外取締役の員数に関する定款変更の件

## 第2 議案の要領及び提案の理由

### 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

#### (1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第93回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち、社外取締役については12百万円以内）とすること、2022年3月30日開催の第91回定時株主総会において、社外取締役の報酬限度額を50百万円以内とすること、同定時株主総会において、株式給付信託制度が承認されているが、今般、当社の取締役（社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記株式給付信託制度に代えて、対象取締役に対し、新たに年額600百万円以内（うち、社外取締役については50百万円以内）、付与株式数の上限240,000株（うち、社外取締役については20,000株）の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給基準、支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

#### (2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を、社外取締役を含めた当社の全取締役とすべきと考えます。取締役と株主との価値共有を図るためには、取締役の在任中に、効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで株式報酬が付与される必要があり、より短期間で一定規模の譲渡制限株式が付与される必要があります。

そこで、本制度の対象者を当社の全取締役（社外取締役を含む）とした上で、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。

また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の3倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

### 2 自己株式取得の件

#### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数2,752,440株、取得価額の総額金6,881,100,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### (2) 提案の理由

2024年の当社の株価は緩やかな上昇傾向にあるものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価していると言えます。当社は約142億円の現金に加えて約304億円もの政策保有株式を抱えており、資本効率も不十分です。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

### 3 社外取締役の員数に関する定款変更の件

#### (1)議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第 20 条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第 20 条当会社が取締役 17 名以内を置く。 <u>2 (新設)</u>	(員数) 第 20 条当会社が取締役 17 名以内を置く。 <u>2 当会社の取締役の過半数は、会社法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する社外取締役とする。</u>

#### (2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則 4-8 は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則 4-7 は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役 7 名のうち社外取締役は 3 名となっており、3 分の 1 以上の要件を充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

以 上